

三郷市人権施策推進指針

～平和の尊さや人権の大切さを理解しみんなが意識をもって行動できる～

令和3年3月改定

三 郷 市

目 次

I	人権教育・啓発についての基本的考え方	
1	指針策定の背景	1
	（1）国際社会の動き	1
	（2）国内の動き	1
	（3）埼玉県 of 動き	2
	（4）三郷市の動き	3
2	基本理念	3
3	趣旨	3
4	人権教育	4
5	人権啓発	4
II	現状と今後の取り組みの方向性	
1	同和問題（部落差別）	5
2	女性の人権	7
3	子どもの人権	8
4	高齢者の人権	9
5	障がいのある人の人権	10
6	外国人の人権	11
7	感染症患者等の人権	12
8	犯罪被害者やその家族の人権	13
9	アイヌの人々の人権	13
10	インターネットによる人権侵害	14
11	北朝鮮当局による拉致問題	15
12	災害時における人権への配慮	16
13	性的少数者の人権	16
14	その他の人権問題	17
III	人権教育・啓発の推進	
1	人権教育の推進	18
	（1）学校教育における人権教育	18
	（2）社会教育における人権教育	18
	（3）地域・家庭等における人権教育	19
	（4）職員等に対する人権教育	19
2	人権啓発の推進	19
	（1）市民に対する人権啓発	19
	（2）企業に対する人権啓発	20
	（3）個人情報 の 保護 と 啓 発	20
3	連携・協力体制	20
	（1）国・県との連携	20
	（2）近隣自治体との連携	20
	（3）民間団体との連携	20
IV	計画の推進	
1	目標の達成	21
2	推進体制	21
3	目標年次	21
参 考		
	三郷市人権施策推進本部設置規程	22
	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	24

はじめに

人権は、誰もが生まれながらに持つ大切な権利ですが、今もなお、同和問題をはじめ、女性、子ども、障がいのある人、高齢者、外国人、性的少数者等に対する人権侵害が後を絶たず、昨今においては、新型コロナウイルス感染症の患者や医療従事者への偏見など、新たな問題も生じております。

三郷市ではこれまで「第4次三郷市総合計画」において、「すべての分野において人権意識の高揚を図り、人権を尊重し、ともに生きるまちづくりの実現」を目指し、施策を推進してまいりました。

平成28年には、人権三法（障害者差別解消法・ヘイトスピーチ解消法・部落差別解消法）が施行され、人権課題の早期解決に向けた施策の推進とともに、私たち一人ひとりが法制定の趣旨や意義を理解し、実践に移していくことが求められております。

このような変化に対応するため、令和3年3月の「第5次三郷市総合計画」の策定に合わせ、「三郷市人権施策推進指針」を改定いたしました。

新たな指針では、同計画に掲げる「平和と人権を大切にする社会づくり」の実現に向け、基本理念を「差別のない明るい社会」とし、人権教育・啓発に関する諸施策を総合的に取り組んでいく内容となっております。

この新たな指針に基づき、誰もが平和の尊さや人権の大切さを理解し、意識をもって行動できるよう、市民・関係機関等のみなさまと連携を図りながら差別のない社会の実現を目指してまいります。

令和3年 3月

三郷市長 木津雅晟

I 人権教育・啓発についての基本的考え方

Ⅰ 指針策定の背景

(1) 国際社会の動き

20世紀前半の二度の世界大戦では、多くの尊い命が失われました。国際社会は、人権の尊重を無視した愚かな行為への深い反省から、昭和20（1945）年、恒久平和をめざす国際連合が結成され、昭和23（1948）年の第3回国連総会では「世界人権宣言」を採択しました。

国際連合では、「世界人権宣言」をはじめとして、「国際人権規約」、「女子差別撤廃条約」、「児童の権利に関する条約」などの国際人権諸条約を採択し、我が国もその多くを批准してきました。また、「国際婦人年」「国際児童年」「国際障害者年」などの人権に関わる国際年を次々に設けて、世界の人々に人権への関心を促し、加盟各国に対して人権確立のための取り組みを求めました。このような行動を通じて、人権に対する人々の関心と意識は世界的に高まりました。

しかし、今なお、世界各地で紛争が絶えない状況が続いています。国際連合は、人種や民族、宗教の違いなどの対立から生じる深刻な人権侵害を受けて、平成6（1994）年、第49回総会では、平成7（1995）年から平成16（2004）年までを「人権教育のための国連10年」と決議し、人権尊重を「文化」とすることで、相手の人権を考えた国際社会を目指すという試みを開始しました。

その後、「人権教育のための国連10年」の終了を受け、平成16（2004）年4月、国連人権委員会において、「人権教育のための世界計画」（人権教育の国連10年フォローアップ決議）が提案され、第59回総会において無投票で採択されました。

国際社会では、真の平和を実現するために、人権を柱とした新たな国際秩序づくりに向けた努力がなされています。

(2) 国内の動き

国内では、同和問題をはじめ、女性、子ども、障がいのある人、高齢者、外国人、性的少数者など多くの人権問題が今もなお生じています。

我が国においては、昭和22（1947）年に制定された日本国憲法において、基本的人権の尊重を三大原則の一つに掲げ、人権擁護委員制度を軸として国民の人権を守るための努力がなされてきました。「人権教育のための国連10年」に関する取り組みでは、平成7（1995）年12月、人権問

題に関する施策の総合的、効果的推進を図ることを目的に、内閣総理大臣を本部長とした「人権教育のための国連１０年推進本部」が設置され、「広く国民の間に多元的文化、多様性を容認する『共生の心』を醸成する」、「人権教育を進めるに当たっては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する取り組みを強化するとともに、この１０年の展開において、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、アイヌの人々、外国人、性的少数者、ＨＩＶ感染者等、刑を終えて出所した人などの重要課題に取り組むこと」として施策を実施してきました。

また、平成９（１９９７）年３月、地域改善対策協議会の意見具申などをもとに、５年間の時限法として施行された「人権擁護施策推進法」に基づき設置された「人権擁護推進審議会」では、平成１１（１９９９）年７月２９日、「こうしたさまざまな人権問題を改善するためには、国民一人ひとりに人権意識やその重要性を認識するための、人権教育・啓発が必要である」とする答申が出されました。この答申を受け、平成１２（２０００）年１１月２９日「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（以下「人権教育・啓発推進法」という。）が制定され、同年１２月６日施行されました。この法律の規定に基づき、平成１４（２００２）年３月には、「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、各種の施策が展開されています。

近年では、「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成２８年法律第１０９号、以下「部落差別解消推進法」という。）や本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（平成２８年法律第６８号、以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成２５年法律第６５号、以下「障害者差別解消法」という。）など、個別の人権課題ごとの法整備が進められました。

（３）埼玉県動き

埼玉県では、埼玉県長期ビジョンや埼玉県新５カ年計画において、「人権尊重の社会づくり」をめざし、「差別を許さない県民運動」をはじめ、差別のない明るい社会を実現するためのさまざまな施策が推進されました。

平成１４（２００２）年２月には「彩の国５カ年計画２１」が策定され、さらに、同年３月には「全ての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会」の実現をめざして「埼玉県人権施策推進指針」を策定してさまざまな施策が展開されてきましたが、平成２４（２０１２）年３月、新たな人権施策に対応するため、改定が行われました。

（４）三郷市の動き

本市は、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決を目指し、啓発・教育活動を続けてきました。

平成１０（１９９８）年１２月１８日には、「人権教育のための国連１０年三郷市行動計画」を策定して、全庁的な体制での取り組みを推進してまいりました。

平成２２（２０１０）年３月に策定した「第４次三郷市総合計画」では、前計画に続き、「すべての分野において人権意識の高揚を図り、人権を尊重し、ともに生きるまちづくりの実現」を目指して、施策を推進してまいりました。

また、少子高齢化の進行や情報化社会の進展、災害にともなう人権侵害など社会状況の変化によるあらたな人権問題が生じ、さらに、平成２４（２０１２）年３月「埼玉県人権施策推進指針」が改定されたことから、同年１０月、「三郷市人権施策推進指針」を改定し、「第４次三郷市総合計画」に掲げる社会の実現を目指した施策を推進してまいりました。

そして、「三郷市人権施策推進指針」の目標年次にあたる令和３（２０２１）年３月に、社会情勢の変化による新たな人権課題に対応するための改定を行い、同じく令和３（２０２１）年３月に策定の「第５次三郷市総合計画」に掲げる「平和の尊さや人権の大切さを理解し、みんなが意識をもって行動できる」を目指すとともに「持続可能な開発目標ＳＤＧｓ」の理念に基づき、施策を推進してまいります。

２ 基本理念

本市は、行政が実施するさまざまな施策や事業などに「人権」の視点を確立し、人権教育・啓発の積極的な推進を図ることにより、市民一人ひとりの「人権」を尊重する精神が、家庭から地域へ、学校や職場へと浸透して、自ら考え、正しく判断し、自ら行動して真の豊かさを実感できる『差別のない明るい社会』を実現することを基本理念とし、あらゆる場を通じて総合的に人権施策を推進してまいります。

３ 趣旨

この指針は、平成１２（２０００）年１２月に施行された「人権教育・啓発推進法」に基づき、また、平成６（１９９４）年の第４９回国連総会で報告された「人権教育のための国連１０年行動計画」平成７年～１６年（１９９５～２００４）の趣旨を踏まえ、埼葛市町と連携しながら同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、性的少数者などのあらゆる人権問題

をなくし、すべての人が個性を認められ、個人として尊重される豊かな「人権の文化」を築き上げるため、本市における人権教育・啓発についての目標及び施策の方向性を示すものです。

4 人権教育

人権教育とは、「人権教育・啓発推進法」第2条前段に、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」と定義されています。

市民一人ひとりがさまざまな人権問題を正しく理解し、すべての人の人権が尊重され、差別や偏見の無い社会をつくるため、学校教育や社会教育を通じて基本的人権の精神が正しく身に付くよう多様な学習機会を提供し、誰もが、自他の人権について正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して人権を尊重し合う社会づくりへの取り組みが必要です。

そのため本市では、「第5次三郷市総合計画」において、市民の一人ひとりが正しい理解と認識を持って「差別をしない、させない、許さない、見逃さない」意識の醸成と、誰もが平等に暮らせる社会を目指し、日常生活のあらゆる場面から偏見や差別をなくしていくために学校教育や社会教育の中で人権教育の充実に取り組み、市民がお互いの人権を尊重し合う意識の醸成に努めます。

市民一人ひとりが、人権が尊重される社会を確立する担い手であることを認識し、人権問題に関する理解を深め、課題の解決に向けて主体的に取り組むための人権教育を推進します。

また、すべての市民が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、人権への配慮が態度や行動に表れるような人権感覚を身に付けた市民の育成を図る人権教育を推進します。

5 人権啓発

人権啓発とは、「人権教育・啓発推進法」第2条後段に、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動」と定義されています。人権とは、すべての人間が生まれながらにして持っている権利で、人間が人間らしく生きていくための、誰からも侵されることのない基本的な権利です。人権啓発活動を通じて、人権尊重思想の普及高揚を図り、人権尊重の輪を社会全般に広げていかなければなりません。

本市は、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、性的少数者などの課題について、それぞれの分野で啓発活動を展開しています。人権をめぐる社会情勢を踏まえて、市民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく理解し、互いを認め合う社会となるよう、啓発活動の積極的な推進を図ります。

Ⅱ 現状と今後の取り組みの方向性

本市は、昭和４７（１９７２）年に「三郷市民憲章」を公布し、高齢者や子どもをいたわり、互いに人格を尊重し、幸せな家庭、豊かな都市をつくることを誓いました。また、昭和６３（１９８８）年には「三郷市非核平和都市」を宣言し、平和を願う心を結集して、市民一人ひとりが平和のために努力することを誓いました。

平成２２（２０１０）年には、「第４次三郷市総合計画」を策定し、「誰もが平等に暮らせる社会を実現する」を施策の柱に掲げ、平和と人権を大切にする社会づくりの取り組みを進めてまいりました。

基本的人権の尊重や平和社会の実現と維持は、国際社会における共通の原理であり、日本国憲法や世界人権宣言の理念とするところですが、今なお、人種、民族、国籍、信条、性別などによる人権に関する多くの課題が存在し、紛争や貧困などにより、多くの人々の生命や身体が危険にさらされています。また、情報化社会の進展や社会構造の変化などによって生じた人権侵害や社会的弱者への虐待などあらたな社会問題への対応が必要となっています。

そして、令和３（２０２１）年３月「第５次三郷市総合計画」を策定し、すべての分野において人権意識の高揚を図り、人権を尊重し、ともに生きるまちづくりの施策を推進し、学校教育及び社会教育における人権教育の充実とあらゆる場を活用した啓発事業に取り組みます。

Ⅰ 同和問題（部落差別）

【現状と課題】

我が国固有の人権問題である同和問題は、憲法が保障する基本的人権の侵害に係る重要な問題です。

昭和４４（１９６９）年に「同和対策事業特別措置法」が制定されて以来、平成１４（２００２）年３月までの３３年間にわたり、国や県、市町村では、同法に基づき、同和地区の生活環境等の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、啓発など、実態的差別と心理的差別の解消のための総合的な施策を実施し、生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備については相当程度進み、さまざまな面で存在していた格差は大幅に改善され、実態的差別の解消はほぼ達成されたものと考えます。

しかし、人々の観念や意識のうちに潜在する心理的差別については、解消に向けて進んでいるものの、近年では、インターネットの匿名性を悪用した掲示板サイトなどへの差別的な書き込みや、また、結婚、就職、交際などに

おける不合理な偏見による差別意識は、戸籍謄本等の不正取得や身元調査、不公正な採用選考等の問題を引き起こす要因となっています。

また、「えせ同和行為」は、同和問題に対する誤った認識を植え付け、これまで行ってきた長年にわたる啓発効果を一挙に覆すこととなります。

このような状況から、平成28(2016)年に部落差別解消推進法が施行され、平成30(2018)年4月には、法律制定の趣旨や社会情勢の変化を踏まえ、「三郷市同和行政の基本方針」「三郷市同和教育の基本方針」の改定を行いました。

今後も引き続き、部落差別解消推進法に基づき、部落差別の解消に向けた人権教育・啓発を積極的に推進していくことが必要です。

【施策の方向性】

同和問題における心理的差別の解消にあたっては、市民一人ひとりの理解と意識の深まりが必要であり、同和問題の早急な解決には、法の有無にかかわらず行政の責務として、差別が存在する限り積極的に取り組まなければなりません。

本市では、平成30(2018)年4月に改正した「三郷市同和行政の基本方針」、「三郷市同和教育の基本方針」を踏まえ人権教育・啓発を推進してきました。

今後も引き続き、方針に基づき、同和行政・同和教育の施策を推進してまいります。

(1) 主体的な参加を促す啓発の推進

同和問題への正しい認識を深めるため、教育・啓発事業への市民の自発的な参加を促すよう、創意工夫を凝らした教育・啓発を推進します。

また、平成22(2010)年6月に、戸籍謄本等の不正取得の防止に向けて埼玉県下市町村で一斉に導入した「本人通知制度」の周知に努め、登録者の増加を図ります。

(2) 差別の現実から学ぶ

歴史的経緯を説明するだけでなく、被差別部落の果たしてきた役割や現実には起きているさまざまな差別事象を学習する機会を提供し、差別を受けている人の痛みを自分の痛みとしてとらえ、差別や偏見を「しない、させない、許さない、見逃さない」心を育てる教育・啓発を推進します。

(3) えせ同和行為の排除

えせ同和行為とは、同和問題を口実にして企業や個人、行政機関等に対

して行われる機関紙・図書などの物品購入の強要や、寄付金・賛助金等の金銭の不法、不当な要求です。このような行為は、同和問題に対する誤った認識を植え付け、同和問題の解決の妨げになるものです。えせ同和行為の排除に向け、「広報みさと」やパンフレット等を活用した啓発に努めます。

2 女性の人権

【現状と課題】

平成11（1999）年6月に、「男女共同参画基本法」が制定され、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなく、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成を目指してさまざまな取り組みを進めてきましたが、人々の意識や行動、社会の習慣・慣行の中には、いまだに女性に対する偏見や差別、男女の役割に対する固定的な分担意識が見受けられます。

また、平成12（2000）年には「ストーカー行為等の規制に関する法律」、平成13（2001）年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定されて、ストーカー行為、夫やパートナーからの暴力（DV）、性犯罪、売買春、セクシャル・ハラスメント等への立法措置がとられました。女性に対する暴力が深刻化するほか、インターネット等のメディアによる性・暴力表現などの女性の人権を侵害する情報が増加しています。

今後は、さらに、男女共同参画社会の実現を目指して、積極的に関係機関、企業等との連携を図りながら、教育・啓発、相談、支援等の幅広い施策を進めることが求められています。

【施策の方向性】

本市は、令和3（2021）年3月に「第5次みさと男女共同参画プラン」を策定し、「男女が互いに理解・尊重し、個性と能力を発揮し活躍できるまちみさと」を基本理念に、施策を推進します。

（1）啓発活動の推進

誰もが生きがいをもち輝く男女共同参画社会の実現を目指して、家庭、学校、地域、職場、行政など、あらゆる機会と場面を通じ、男女共同参画に関する情報提供や啓発活動を実施し、男女平等の意識づくりを進めます。

また、深刻化する夫やパートナーからの暴力（DV）、セクシュアル・ハラスメント等の女性に対する暴力の防止に向けた啓発活動を推進します。

（２）多様な生き方の選択の支援

女性が仕事、家庭生活、地域活動において、自立した個人として責任をもち、喜びと生きがいをもって社会参画ができるよう、子育てをしながら働き続けるための環境整備や男性の家事育児参画の促進等を図ります。

また、女性のライフステージに応じた健康に関する情報提供等を通じて、健康づくりを支援します。

（３）配偶者等からの暴力根絶に向けた相談、支援体制の充実

暴力被害の相談は、相談者の生命が危険にさらされたり、子どもへの虐待を伴うなど問題が複合的であることも多く、令和２（２０２０）年に開始したDV被害に関するワンストップ相談窓口である「配偶者暴力相談支援センター事業」を中心に関係機関との連携を強化し、支援体制の充実を図ります。

3 子どもの人権

【現状と課題】

平成元（１９８９）年１１月に国連総会で採択された「児童の権利に関する条約」は、子どもを権利の主体として位置付け、子どもの尊厳や生存、保護、発達などの権利を保障しています。しかし、家庭の養育機能の低下、価値観の多様化、情報化の進展など子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化し、問題も複雑、多様化しています。

このような中で、児童虐待、いじめ、不登校、子どもの貧困やヤングケアラー、スマートフォンなどからの有害情報の氾濫や性の商品化など、子どもの権利に関する重大な問題が発生しています。

【施策の方向性】

都市化の進展による地域社会の希薄化などの社会構造の変化によって多くの家庭が子育ての悩みや不安を抱えています。

本市は、令和２（２０２０）年３月に策定した「第２次みさとこどもにこにこプラン」（計画年度令和２年度～６年度）に基づき、子どもの健やかな成長と、安心して子育てができる環境づくりに取り組みます。

（１）子どもの人権の尊重と安全の確保

子どもが一個の人格をもった存在として尊重されるよう人権教育・啓発に努めるとともに、子どもを虐待やいじめ、交通被害や犯罪被害等から保

護して健やかに成長させるため、児童相談所、保健所、警察、医師、民生・児童委員等と連携し、施策を推進します。

(2) 子どもの社会的成長の促進と教育環境の充実

子どもが将来、自立した社会生活を営むことができるように、交流の機会や遊び、学びの場や多様な体験の機会を提供し、社会性を育みます。

また、子どもが将来、社会性を身につけ、人間性や主体性を持って生きていくことができるよう、家庭教育や幼児教育、学校教育を充実させ、人格の形成に役立つ施策の充実を図ります。

4 高齢者の人権

【現状と課題】

令和2(2020)年10月1日現在、本市の65歳以上の高齢者人口は、38,476人で、全人口の26.9%となっており、今後も増加が見込まれます。令和7(2025)年には、団塊の世代が全て75歳以上になることから、4人に1人が75歳以上という時代が目前に迫っています。このような状況の中、高齢者への身体的・心理的・性的・経済的虐待や介護放棄、悪質な訪問販売や詐欺などの犯罪が増加しています。

また、認知症高齢者も増加傾向にあることから、高齢者の権利擁護として、成年後見制度の普及、利用の拡充やそれに伴う後見人の養成、増員が求められています。

【施策の方向性】

本市は、「みんなで ささえあい とともに健康でくらすまち」を基本理念として、令和3年度から令和5年度の3カ年を計画期間とする「第8期三郷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定しました。この計画に基づき、「支える側」及び「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人及び人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会（色々な生活困難を抱えた人間を社会的に排除しない社会）の実現に向けて、地域包括ケアシステムのさらなる推進に努めていきます。

(1) 地域で支え合える体制の構築

住み慣れた地域で一人ひとりが自分らしい暮らしを続けていくためには地域で支え合える関係性の構築が重要です。高齢者においては認知症に対する不

安など生活を送るうえで多くのリスクを抱えています。そのようなリスクの多い高齢者に対しては日常生活支援に関する事業の充実を図ります。

また、見守りなど多くのサポートを必要とする認知症高齢者のケアに対しては地域全体で支え合える環境の整備、医療的ケアを必要とする高齢者に対しては、医療と介護の連携の推進を各地域の地域包括支援センターを中心に体制の強化を進めます。

（２）安心・安全にくらせる環境整備

高齢者のみならず、障がい者や子どもなどすべての人が地域で安心、安全にくらすためには地域におけるさまざまなリスクへの対策が必要です。高齢者を狙った犯罪に対して防犯・防災対策の推進を図ります。

また、増加傾向にある高齢者への虐待や犯罪などについても成年後見制度の普及をはじめとした高齢者の権利擁護についての諸制度を整備し、利用の推進を図ります。

5 障がいのある人の人権

【現状と課題】

平成23（2011）年8月、障害者基本法が改正され、「すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」という目的が規定され、平成25（2013）年に障害者差別解消法が制定されましたが、今だに障がいのある人に対する偏見や差別意識等のこころの障壁、建築物や段差などの物理的な障壁など、障がいのある人が地域社会のすべてに平等に参加するためには、さまざまな障壁があります。また、家庭内や施設、医療機関内での身体拘束や虐待などの報道も見受けられます。

障がいのある人への偏見や差別意識の背景には、障がいについての理解の不足があります。障がいのある人が障がいのない人と同じように生活し、活動する社会をめざすノーマライゼーションの理念の下、心のバリアフリーに取り組み、より充実した福祉サービスの提供を図るとともに、差別意識や偏見をなくすために、正しい理解を社会全体に浸透させていくことが重要です。

【施策の方向性】

本市は、令和3（2021）年、「共に生きる、地域が支える、共につくる」を基本理念に、令和3年度から令和5年度を計画期間とする「三郷市障がい

者計画・第6期三郷市障がい福祉計画・第2期三郷市障がい児福祉計画」を策定しました。障がいのある人が地域で自立して生活し、社会のさまざまな分野に参画しながら、すべての人が安心していきいきと生活できるまちづくりを目指します。

(1) 自立と社会参加の支援体制づくり

障がい者差別の解消に向けた啓発活動や地域において共に参加する機会の充実、雇用・就労への支援など、主体的な活動を支える取り組みを進めます。

(2) 地域生活支援の基盤づくり

福祉サービスの質の向上とともに、障がい特性に配慮した情報提供や相談しやすい窓口の整備、手話が使用しやすい環境づくりなど、地域生活を支える基盤を強化します。

(3) 障がい児支援の体制づくり

「インクルーシブ教育」の推進とともに、乳幼児の療育支援から幼稚園・保育所・学校・卒業後のそれぞれの段階をつなぎ、切れ目なく支援を受けられる体制を構築・確立します。

(4) 安心して暮らせるまちづくり

建物・道路のバリアフリー化・ユニバーサルデザインを進めます。また、消費者保護や災害時の避難支援の取り組みの強化など、「安心して暮らせるまちづくり」を進めます。

6 外国人の人権

【現状と課題】

我が国においては、経済や社会の国際化に伴い外国人住民が増加の状況にあります。

国内では、言語、宗教、習慣等の違いなどから、外国人と日本人の間に生じた摩擦が、偏見や差別を生んでしまうという問題が懸念されています。

本市においては、外国人住民の利便性を図り、多言語による市政情報の提供や交流機会の提供などに努めています。

【施策の方向性】

本市の住民基本台帳に記録されている外国人住民の数は、令和２（２０２０）年１０月１日現在、４，７７９人と人口の３．３％を占めています。

今後も、外国人の定住化が進むことが予想されますが、外国人が日本人と同様の生活を営むためには、「外国人は日本人とともに社会を担っていくパートナー」と認識し、外国人が差別を受けたり偏見を持たれたりすることのないよう、人権教育・啓発を推進します。

（１）お互いを認め合う意識の醸成

外国の文化や風習、歴史について正しい理解と認識を深め、人種、民族、国籍の違いを越え、個人として尊重し合い、すべての人が地域社会の一員として安心して暮らすことができるよう、お互いを認め合う意識の醸成に努めます。

（２）市民レベルの活動の支援

地域での交流や、異文化の理解、生活支援、日本語教室運営のための市民レベルの活動を支援します。

（３）国際化時代にふさわしい環境づくり

外国人住民に必要な情報の収集や多言語による情報等の提供に努めます。

７ 感染症患者等の人権

【現状と課題】

国は、平成１０（１９９８）年「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」を定め、感染症の患者の人権の保護に配慮するよう国及び地方公共団体の責務、国民の責務を定めていますが、感染者等感染症患者に対しての正しい知識や理解の不足が多く、差別や偏見を生み、さまざまな場面で人権問題が生じています。

また、平成２１（２００９）年「ハンセン病患者問題の解決の促進に関する法律」が施行されましたが、いまだにハンセン病患者や元患者等に対する差別や偏見が残っています。

さらに、令和２（２０２０）年に世界的にパンデミック（世界的流行）を引き起こした「新型コロナウイルス感染症」の拡大に伴い、感染のおそれや不安、誤解や偏見により、感染者やその家族、外国人や医療従事者に対して、誹謗・中傷やいじめ、差別的な対応といった人権侵害が増加しています。

【施策の方向性】

本市は、感染症患者やその家族等が病気を理由に不当な差別を受けることなく人権とプライバシーが守られ、地域社会の中でいきいきと生活できるよう、感染症に関する正確な情報提供と正しい知識の普及・啓発を推進します。

8 犯罪被害者やその家族の人権

【現状と課題】

犯罪被害者やその家族は、犯罪による直接的な被害のみならず、事件の後遺症やマスメディアの行き過ぎた取材や報道、周囲の人々の心ないうわさ、中傷、偏見などの精神的被害、失業や廃業、働き手を失い経済的被害を受けるなどの二次的被害に苦しめられています。

国は、平成17（2005）年「犯罪被害者等基本法」及び「犯罪被害者等基本計画」を策定しました。また、毎年11月25日から12月1日までを「犯罪被害者週間」として、犯罪被害者等に関する国民の理解を深めるための事業を実施していますが、各種の支援体制は十分とはいえず、今後も行政・司法・民間団体等が被害者支援に取り組み、被害者等の人権の保障を図るとともに、一人ひとりが犯罪の被害に遭った人の置かれている状況を理解し、支援に協力していくことが必要です。

【施策の方向性】

犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者の平穏への配慮の重要性などについての認識を深める啓発活動を推進するとともに、国や県、関係団体等と連携し、相談・支援体制の強化に努めます。

9 アイヌの人々の人権

【現状と課題】

我が国の少数民族であるアイヌの人々は、アイヌ語やユーカラをはじめとする口承文芸など自然との関わりの中で、様々な固有の文化を育んできましたが、アイヌ民族であることを理由として、結婚や就職などでさまざまな差別を受け、経済的にも困難な状況に置かれてきました。また、独自の言語を話せる人も極めて少なくなり、アイヌ民族独自の文化が失われてきています。

アイヌの人々の人権に関しては、アイヌ民族としての誇りが尊重される社会の実現を図るため、平成9（1997）年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が制定されました。

平成20（2008）年には「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が国会で採択され、これまでのアイヌ政策をさらに推進し、総合的な施策の確立に取り組んでいます。アイヌの人々の人権の擁護と文化に対する理解は十分とはいえない状況です。

【施策の方向性】

アイヌの人々の民族としての歴史、文化、伝統及び現状に関する認識と理解を深め、アイヌの人々の人権と文化が尊重されるよう、国や県等との連携を図りながら人権教育・啓発を推進します。

10 インターネットによる人権侵害

【現状と課題】

情報通信技術の進展は、私達の生活や産業に大きな変化をもたらしています。インターネットや携帯電話の普及に伴い、情報の収集・発信やコミュニケーションにおける利便性が大きく向上し、生活は便利になりましたが、一方で、情報発信の匿名性を悪用して、個人に対する誹謗、中傷や差別的な掲示、プライバシーの侵害、差別を助長する表現の掲載など、人権に関わる問題が生じています。また、インターネットを介した個人情報の流出や有害サイトを利用して犯罪に巻き込まれるなど、新たな問題も発生しています。

このような状況から、平成14（2002）年5月「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）が施行され、インターネットや携帯電話の掲示板における権利侵害に対し侵害情報を削除する措置を管理者等に促し、被害者の救済が図られることになりました。

しかし、インターネットによる人権侵害は、増加傾向にあり、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（いわゆるヘイトスピーチ）や、部落差別等の同和問題に関して差別を助長するような内容の書き込みがされることもあります。また、インターネットを通じた誘い出しにより未成年者が性的暴行や暴力行為にあうなどの犯罪に巻き込まれるという事例や SNS の誹謗中傷による自殺といった事例も発生しています。

【施策の方向性】

インターネットや携帯電話の利用上のルールやマナーなどについて啓発を進めるとともに、児童生徒に対する情報教育を充実します。また、人権を侵害する恐れのある書き込み等については、関係機関と協力して適切に対応してまいります。

（１）啓発の推進

インターネットの便利さに潜む危険性と、人権を侵害するような情報掲載をしないよう、啓発を推進します。

（２）人権侵害問題への対応

インターネット上に差別の助長や名誉のき損、プライバシーを侵害する書き込み等を確認した際は、「プロバイダ責任制限法」に基づき、国や県、関係団体等との連携を図り、被害者の救済に向け、適切に対応します。

Ⅱ 北朝鮮当局による拉致問題

【現状と課題】

平成１４（２００２）年９月に行われた日朝首脳会談において、北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）は拉致について国家的関与を認めて謝罪し、平成１６（２００４）年までに政府が認定した１７人の拉致被害者のうち５人と家族８人の帰国が実現しました。その後、日朝間の協議は断続的に行われてきましたが、残る被害者の安否に関する納得のいく説明はありません。

拉致問題に関する啓発は、平成１８（２００６）年６月、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体の責務と定められました。拉致問題は、国家主権に関わる問題であるとともに重大な人権侵害であり、国民世論及び国際世論の後押しが必要との観点から、国民の認識を深め、国際社会の理解を求める情報発信がなされています。

また、同法では、毎年１２月１０日から１６日を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定め、全国的に拉致問題に関する啓発活動が実施されています。

【施策の方向性】

拉致問題に対する市民の関心と認識を深めるための啓発活動を、国や関係団体等と連携を図りながら推進します。

1 2 災害時における人権への配慮

【現状と課題】

平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災は、多くの尊い人命を奪い、被災地域の人々の暮らしを一変させ、理不尽な苦しみをもたらしました。被害を受けた人たちが、避難所においてプライバシーが保護されないという問題のほかに、高齢者、障がいのある人、子ども、外国人などの「要配慮者」や女性への配慮が問題となりました。また、根拠のない思い込みや偏見で、原発事故による避難者がホテルでの宿泊を拒否されたり、小学生が避難先の学校でいじめられるなどの人権侵害が起きました。

災害時に、すべての人の人権が適切に守られるよう、一人ひとりが人権への配慮について、関心と認識を深めることが必要です。

【施策の方向性】

（1）啓発活動の推進

災害時における人権問題に対する関心と認識を深めるための啓発活動を、国や県、民間団体等との連携を図りながら推進します。

（2）災害時の対応

相談、支援、情報の伝達、避難所の体制の構築にあたっては、被災者の人権に十分配慮しながら対応します。

1 3 性的少数者の人権

【現状と課題】

性的少数者とは、レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（身体と心の性が一致しない人）等、典型的とされていない性自認や性的指向を持つ人々のことをいいます。

性自認とは、自分の性をどのように認識しているのかを示す概念で、性的指向とは、自分の恋愛・性愛がどのような対象に向いているのかを示す概念です。性的少数者の人々は、少数派であるがために差別や偏見を受け、場合によっては職場を追われることさえあります。

性的少数者に関する社会的理解が広がり、多様性を認め合う社会を実現するためには、性の多様性への正しい理解と認識を深めることが必要です。

【施策の方向性】

性的少数者に関する社会的理解が広がり、多様性を認め合う社会を実現するために、性の多様性への理解が促進されるよう市民や事業者への周知啓発に努めます。

Ⅰ 4 その他の人権問題

前述の他にも、次のような人権問題が存在します。これらの人権問題は、人権尊重の視点から適切な教育・啓発活動を推進するとともに、関係機関と連携し、効果的な相談・支援活動に努めます。

(1) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族に対する地域社会からの偏見や就労の問題、住居の確保など、社会復帰をめざす人たちにとって現実には、極めて厳しい状況にあります。

(2) ホームレス

野宿生活者その他安定した居住の場所を有しない者、いわゆるホームレスは、就業の機会や住居の確保が難しく、偏見や差別ばかりでなく、暴行を受けるなどの問題が生じています。

Ⅲ 人権教育・啓発の推進

Ⅰ 人権教育の推進

「人権教育・啓発推進法」において、人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」とされています。

人権教育は、人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤として、意識、態度、実践的な行動力などさまざまな資質や能力を育成し、発展させることを目指す総合教育であることから、本市では、あらゆる機会において、「誰もが平等に暮らせる社会」を実現するための人権教育・人権啓発を進めてまいります。

(1) 学校教育における人権教育

近年は、いじめや問題行動に加え、携帯電話やインターネットを使った新たな人権侵害が発生しています。

学校教育においては、発達段階に応じて人権の意義・内容や重要性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、人権が尊重される社会づくりに向けた具体的な行動ができる児童生徒の育成を図ります。小中学校における人権教育では、学校教育全般で人権の尊重が日常生活において実践できるよう、体系的なカリキュラムを整備しなければなりません。子どもたちが主体的に考え、学校生活や日常生活の中での仲間づくりを通して豊かな感性と生命・人権を尊重する心を育むとともに、互いに「違い」を認め合い、他者を大切にできる態度を育成することに努めます。

また、校長、教頭をはじめ、教職員が高い人権意識や人権感覚を持ち、全教育活動を通じて組織的・意図的に人権教育を推進することが大切であることから、人権教育に関わる管理職研修や教職員研修を計画的に実施し、資質の向上を図り、豊かな人権教育の実現に努めます。

(2) 社会教育における人権教育

これまでの社会教育は、講座、講演会方式を中心とした人権教育に取り組んできましたが、人権問題は、社会環境や情勢の変化に伴って多様化、複雑化しており、いままで見過ごされていたことが新たな人権問題としてとらえられるようになっていきます。

また、地域社会が成熟し自己実現をめざす市民が増えていることから、社会教育の場においても、それぞれの経験や能力を活かして地域活動などに参加できる機会を作ることが課題となっています。

社会教育では、学習資料の工夫や参加型、体験型の手法を取り入れるほか、社会教育施設においては、人権にかかわるさまざまな学習機会の創出、

関係機関との連携、協力を強化し、市民が人権問題を身近な課題として受け止められるよう講座内容の充実を図るとともに情報の提供に努めます。

(3) 地域・家庭等における人権教育

「誰もが平等に暮らせる社会」づくりを推進するためには、地域、家庭、職場などにおける人権教育が大きな役割を担うこととなります。

人権感覚を高め、人権尊重の精神を社会全般に浸透させていくために、市民一人ひとりがあらゆる生活の場を学習機会ととらえ、自発的に参加していけるよう地域の中で大きな影響力を持つ社会教育関係団体と連携し、人権学習や啓発事業を積極的に支援します。

また、家庭においては、愛情や信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、保育所、幼稚園の保護者、認定こども園、小中学校のPTA等への人権に関する研修内容を充実させ、学校や職場における人権教育の効果が家庭に反映されるよう取り組みます。

(4) 職員等に対する人権教育

行政の仕事はすべて人権に深いかわりを持っており、すべての職員が人権問題を正しく理解し、それぞれの職務において適切な対応を行うことが重要なことから、人権研修に積極的に取り組みます。

2 人権啓発の推進

「人権教育・啓発推進法」において、人権啓発とは、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動」（人権教育を除く）と定義され、人権尊重思想の普及、高揚を図ることを目的に行われる研修、情報提供、広報活動等とされています。

本市では、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、性的少数者など、それぞれの分野で教育・啓発事業を実施してきました。

引き続き、人権尊重の意識高揚を図るため、啓発事業の充実に努めます。

(1) 市民に対する人権啓発

市民全体の人権意識の普及高揚を図るため、広報「みさと」等を活用した啓発に努めるとともに、人権教育・啓発用ビデオやリーフレット、人権作文集等を充実させ、街頭啓発、講演会、研修会、各種フェスティバル等の機会を通じ啓発の充実に努めます。

(2) 企業に対する人権啓発

民間企業に対しては、経営者、就労者の人権意識の高揚を図る啓発を働きかけます。

また、企業が人権問題を正しく理解し、公正な採用選考が行われるよう啓発、支援を行います。

(3) 個人情報の保護と啓発

情報化社会におけるプライバシーの保護を図る個人情報保護制度をはじめ、個人情報の保護対策の必要性について積極的に啓発を行います。

また、住民票の写しや戸籍謄本等の不正取得防止に大きな効果を上げている「本人通知制度」の普及啓発に努めます。

3 連携・協力体制

(1) 国・県との連携

国や県に対して制度や財政面での適切な取り組みを求めるとともに、人権教育・啓発が広域的な取り組みとして展開されるよう連携を図ります。

(2) 近隣自治体との連携

人権施策を広域的かつ有効に推進していくために、本市を含む埼玉葛12市町は「埼玉葛郡市人権施策推進協議会」及び「埼玉葛地区人権教育推進協議会」を組織し、一般市民向けの講演会をはじめ行政職員を対象とした研修会、教職員を対象とした現地研修会、人権担当者の現地研修等を連携、協力して実施してきました。

今後も、より効果的な教育・啓発方法の研究等を含め、埼玉葛市町はもとより、近隣自治体との連携を図りながら人権施策を推進します。

(3) 民間団体との連携

人権尊重の意識を日常生活に浸透させるためには、行政や学校などの公的な部門の取り組みだけではなく、民間のあらゆる部門で人権教育の積極的な協力が必要となります。

民間の各種団体との連携、協力を図りながら人権教育の充実を促し、共に人権教育、啓発を推進します。

IV 計画の推進

1 目標の達成

この指針の推進にあたっては、人権教育・啓発推進法の趣旨を浸透させること及び「第5次三郷市総合計画」に位置付けた「平和の尊さや人権の大切さを理解し、みんなが意識をもって行動できる」を目的とします。

2 推進体制

人権教育・啓発の積極的な展開を図るため「三郷市人権施策推進本部会議」を核として全庁体制で総合的に取り組みます。特に教育委員会においては、学校教育、社会教育等の人権教育・啓発にかかる施策を積極的に推進するほか、各部局が関連する民間団体や各種の市民団体とも連携を深め、人権教育の推進・啓発の働きかけを行います。

また、人権に関する各種の相談をさらに充実させるため、相談体制の強化に努めます。

3 目標年次

この指針は、令和12（2030）年度を目標年次（計画期間は、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間）とし、人権施策の推進にあたっては各種の計画の進捗状況を確認するとともに、社会情勢の変化に応じて内容の確認を行い必要な見直しを行います。

参 考

三郷市人権施策推進本部設置規程

(設置)

第1条 「三郷市人権施策推進指針」に係る施策について関係部等相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため、三郷市人権施策推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 三郷市人権施策の策定及び改定に関すること。
- (2) 三郷市人権施策の推進に関すること。
- (3) その他「三郷市人権施策」について必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員で構成する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、本部の事務を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ本部長の指名する副本部長が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が随時関係本部員を招集して、所掌に関する推進方策を協議する。

- 2 本部長は、必要と認めるときには、本部員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 本部会議の円滑な運営を図るために、本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、「三郷市人権施策推進指針」に基づき、諸施策についての連絡調整を行なう。
- 3 幹事会は、別表2に掲げる者をもって組織する。会議は、事務局長が招集し、事務局長が議長となる。ただし、事務局長が会議に出席できない場合は事務局次長が議長となる。

(事務局)

第7条 事務局は、総務部人権・男女共同参画課に置く。

- 2 事務局に事務局長、事務局次長及び書記を置く。
- 3 事務局長は総務部長を、事務局次長は人権・男女共同参画課長をもって充てる。
- 4 書記は、人権・男女共同参画課の職員をもって充てる。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年10月15日から施行する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する

別表1（第3条関係）

企画政策部長
総務部長
危機管理監
財務部長
市民経済部長
スポーツ健康部長
福祉部長
子ども未来部長
建設部長
まちづくり推進部長
会計管理者
水道部長
消防長
学校教育部長
生涯学習部長
議会事務局長
選挙管理委員会事務局長
監査委員事務局長

別表2（第6条関係）

企画政策部	企画調整課長
総務部	総務課長
	人権・男女共同参画課長
	広報課長
（危機管理監）	危機管理防災課長
市民経済部	市民課長
	市民活動支援課長
	生活安全課長
	商工観光課長
スポーツ健康部	健康推進課長
	スポーツ振興課長
福祉部	ふくし総合支援課長
	生活ふくし課長
	長寿いきがい課長
	障がい福祉課長
子ども未来部	子ども政策室長
	子ども支援課長
	すこやか課長
建設部	道路河川課長
まちづくり推進部	都市デザイン課長
水道部	業務課長
消防本部	消防総務課長
学校教育部	指導課長
生涯学習部	生涯学習課長
	青少年課長

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年11月29日 制定

平成12年12月 6日 施行

（目的）

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第 9 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附則

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 8 条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

（見直し）

第 2 条 この法律は、この法律の施行の日から 3 年以内に、人権擁護施策推進法（平成 8 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。